

日本寄生虫学会南日本支部規約

第1条 **〔名称〕** 本会は日本寄生虫学会南日本支部と称する。

第2条 **〔目的〕** 本会は日本寄生虫学会(以後本部と称する)の趣旨に基づき、次の事業を行なう。

1. 支部大会および支部総会の開催。
2. その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第3条 **〔所在地〕** 本会の事務局は、支部長が所属する大学等教育研究機関の研究室等に置く。

第4条 **〔会員〕** 本会の会員は、日本寄生虫学会会則第7条に定める地域内に在住する本部会員と、その他本会の趣旨に賛成し、入会を希望する者からなる。

第5条 **〔役員〕** 本会に次の役員を置く。

1. 支部長 (1名) : 本会を代表する。
2. 支部評議員 : 本会の重要事項の審議ならびに運営を行なう。
3. 大会会長 (1名) : 支部大会を主催する。
4. 庶務委員 (1名) : 本会の一般事務に従事する。
5. 会計監事 (2名) : 経理を監査する。

第6条 **〔役員を選出〕** 本会の役員は次のように選出される。

1. 支部長 : 日本寄生虫学会会則 第11条に基づいて実施される地方区選出理事選挙において地方区選出理事に選出された者とする。
2. 支部評議員 : 本地域内在住の本部評議員をもって充てる。
3. 大会会長 : 評議員会に於いて推薦した者につき、総会の議を経て決定し、その任期を1年とする。
4. 庶務委員 : 支部長の委嘱によるものとする。
5. 会計監事 : 評議員会において推薦された者につき、総会の承認を得るものとする。
その任期は2年とし、重任を妨げない。

第7条 **〔評議員会〕** 本会の評議員会は、すべての支部評議員をもって構成する。

支部長が招集し、会の運営に関する重要事項の審議を行なう。

第8条 **〔総会〕** 本会の総会は、すべての支部会員をもって構成する。

本会の最高議決機関であり、毎年1回支部大会の日に支部長が招集し、会の運営に関する重要事項の決定を行なう。ただし、支部評議員会が必要と認め、または支部会員の3分の1以上の要請があった場合は、支部長はこれを招集しなければならない。

第9条 **〔連携〕** 本会は日本衛生動物学会南日本支部と互いに緊密な連携を保って運営する。

第10条 **〔経費〕** 本会の経費は、日本寄生虫学会支部大会補助金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第11条 **〔会費〕** 本会は会費を徴収しない。

第12条 **〔会計〕** 本会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

第13条 **〔設立年月日〕** 本会は昭和23年4月1日に前身である「日本寄生虫学会九州部会」として設立し、昭和29年に「日本寄生虫学会南日本支部」へと改名した。

第14条 **〔雑則〕** 本規約の改正は支部総会の承認を得なければならない。

附則 本改正規約は令和3年4月1日から実施する。

平成18年10月29日改正
平成25年11月03日改正
平成29年11月05日改正
令和03年04月01日改正